

令和3年度 共同募金配分要領

令和3年2月22日制定

令和3年度共同募金（地域歳末たすけあい募金を除く。以下同じ。）配分金は、「共同募金配分規程」（以下「規程」という。）に基づくほか、本要領により配分する。

なお、配分にあたっては、社会福祉法人群馬県共同募金会（以下「本会」という。）を窓口とする民間福祉財源も含めて調整する。

第1 配分年度

令和3年度共同募金配分金は、翌年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）に実施する事業に対して配分する。

第2 配分財源

令和3年度一般募金及びNHK歳末たすけあいを主な配分財源とし、総合的に調整を図りながら、配分決定は財源別に行うこととする。特にNHK歳末たすけあい配分は、別途定められる全国共通の実施要綱等の主旨に沿って行い、本県では活動基盤の脆弱な小規模事業や児童養護施設入所児童等の自立支援事業などへ重点配分することとする。

第3 配分概要

1 共同募金の役割及び配分の目的

地域共生社会の実現のために民間財源である共同募金が担うべき役割は、「見えにくい課題を“見える化”する」「ないものを創造する」「隙間を埋める」ことで複雑多様化する福祉課題を民間活動の柔軟性で解決していくことであり、共同募金運動を通じてその必要性を広くアピールし、公私の適切な連携・協働を促すことが求められている。共同募金配分は、地域福祉の推進を目的として、多分野での協働を進め、さまざまな活動を育み活性化することで、県民に身近な福祉課題の解決を図るために行う。

主に申請事業の対象エリア等を基準に、本会が企画実施する広域配分と、市町村支会が企画実施する地域配分に区分する。

2 広域配分（NHK歳末たすけあい配分を含む。）

広域配分は、上記1の役割を率先して担うべく、支援分野や協働のあり方を開拓するために行う。原則として複数の市町村域（広域）を対象とする事業への配分とする。ただし、単一の市町村域内を対象とする事業であっても、広域配分事業として先駆的・パイロット的な取り組みはこの限りでない。

企画型Ⅰ配分、企画型Ⅱ配分、組織基盤強化型配分、継続支援型配分、中間支援協働配分、児童養護施設入所児童等の普通自動車免許取得支援事業配分の6プログラムとする。

3 地域配分

地域配分は、上記1の役割を地域住民とともに担うことを前提に、“協働の実践”を進めることに重点をおいて行う。

各市町村支会が策定する共同募金推進計画に基づき、管内の地域福祉の充実を目的とした事業を対象に配分する。

4 配分の重点項目

地域共生社会の実現に向けて、地域住民や民間福祉団体が主体的かつ分野横断的に取り組む事業に対して、積極的に配分する。

第4 広域配分の対象等

1 配分対象法人・団体

社会福祉法人、更生保護法人、公益社団（財団）法人、一般社団（財団）法人（原則として非営利型）、特定非営利活動法人、任意団体（法人格こそないが、法人同様に規約・役員体制・運営組織等が整備され、独立して主体的な運営がなされている非営利団体）を対象とする。

なお、配分プログラムごとの詳細は別表1を参照のこと。

また、申請法人・団体に対して、次の3点を求める。

◇法人・団体に関する情報を Web 等を活用して自ら常に開示し、広く理解促進に努めること。

◇法人・団体の運営に際し、常に会費等の自主財源の獲得に努めること。

◇配分事業の実施にあたり、常に正しい受配表示（配分事業であることの明示）を行うこと。

2 配分対象経費及び配分対象外事業等

広域配分における配分対象経費及び対象外事業等は以下のとおりとする。ただし、組織基盤強化型配分は事業を特定しないためこの限りでない。

(1) 配分対象経費

配分申請事業にかかる直接経費（社会通念上華美・過大にわたらない内容）とする。人件費は、申請事業に直接携わる人を特定する場合のみ計上可能とし、配分決定後にその人を特定できる書類（契約書の写し等）や、その人の活動状況を確認する書類（本会指定の日報・月報等）を提出することを必須とする。ただし、申請法人・団体の組織外の講師・専門職、ボランティア等へ支払う謝礼等はこの限りでない。

(2) 配分対象外事業等

- ・ 規程第3条に定める事業
- ・ 会員、構成員等同士の親睦のみを目的とした交流事業
- ・ 備品購入などハード整備そのものを目的とした事業（申請事業の企画目的を達成するために必要な備品等を購入することは可能）
- ・ 申請法人・団体の組織運営及び管理事務にかかる経費
- ・ 公的施策・制度（国及び地方公共団体が定める基準等により事業を行い、財源が交付されるものなど）において実施すべき事業（特に福祉施設・事業所の運営にかかる事業は原則対象外とするが、その事業が有する資源を活用して地域課題・社会課題の解決に取り組む試みはこの限りでない。）

第5 広域配分プログラム詳細

1 企画型 I 配分（新しい活動を「つくりだす」助成）

(1) 配分趣旨及び対象事業

地域共生社会の実現に向けて、地域の福祉課題・社会課題を的確に捉え、その解決の方法を具体的に組み立て着実に実行するための事業に対して配分する。特に、課題解決を目指すしくみや活動を新たに「つくりだす」ために企画する事業を対象とする。

本会との協働により課題解決を目指し、評価等を行いながらその事業実施の効果を県民に示すことで、多様な人々の福祉への理解と参加を促すことを目指す。

(2) 申請者の条件

原則として過去に共同募金配分を受けたことがあり、定款・会則等で非営利性が明らかに確認できることを条件とする。

(3) 配分上限額及び採用数

配分上限額は1年あたり300万円とし、原則として3年間分を企画し申請する。配分決定は単年度ごととし、2年目以降は中間報告及び評価、企画修正等を踏まえて配分する。3年目の配分額は、申請事業にかかる経費総額の80%程度となることを目指す。

毎年、新規採用は1～2件とし、年度継続採用を含めて単年度あたり3～6件を目安とする。

(4) 配分申請から完了までの流れ

【配分申請】

◇「(別表1) 配分申請にかかる提出書類及び審査等について」に示す書類及び添付書類を令和3年12月17日(金)までに提出する。(期間内必着とし、以降は受け付けない。)

◇申請書類を作成するにあたり、少なくとも1回は本会担当者と面談し、「目標設定シート」の内容を共有すること。この面談がなく提出された申請は受理しない。

【審査】

◇「(別表2) 広域配分の審査基準等」に基づき、面接調査を行う。

◇審査終了後、配分委員会に諮り、審査結果を申請法人・団体へ通知する。

【事業実施及び配分金交付】

◇事業実施にあたり、配分申請時に提出した「企画書」及び「目標設定シート」を見直す。見直しの際、事業の進捗状況や内容を評価するための指標及び本会からの支援内容を、本会担当者と面談しながら、事業着手前に設定する。

◇事業実施スケジュールを立て、所定の「配分金交付請求書」を提出して配分金を受領する。

【完了報告】

◇所定の「完了報告書」を提出する。配分金を精算し、残金は返金する。

【2年目以降について】

◇申請時に作成した「企画書」及び「目標設定シート」を、本会担当者と面談しながら見直して修正し、配分申請・中間報告・継続審査等を行う。

◇3年目の配分金交付時には、配分終了後の事業継続見込みについて具体的に検討する。

◇3年間の配分終了後、事業評価を行いながら成果報告書を本会と協働作成し、本会が設定する報告会等(配分式、配分委員会、配分申請説明会などを想定)で報告する。

(4) その他特記事項

◇企画型Ⅰ配分で採用とならなかった配分申請について、申請法人・団体が希望した場合、企画型Ⅱ配分相当として再審査することができることとする。

2 企画型Ⅱ配分（今ある活動を「そだてる」助成）

(1) 配分趣旨及び対象事業

地域共生社会の実現に向けて、地域の福祉課題・社会課題を的確に捉え、その解決の方法を具体的に組み立て着実に実行するための事業に対して配分する。特に、現在取り組んでいる事業を“課題解決型”に見直して「そだてる」ために企画する事業を対象とする。

評価等を行いながらその事業実施の効果を県民に示すことで、多様な人々の福祉への理解と参加を促すことを目指す。

(2) 配分上限額

配分上限額は1年あたり100万円とし、原則として3年間分を企画し申請する。配分決定は単年度ごととし、2年目以降は中間報告及び評価、企画修正等を踏まえて配分する。3年目の配分額は、申請事業にかかる経費総額の80%となることを目指す。

(3) 配分申請から完了までの流れ

【配分申請】

◇「(別表1) 配分申請にかかる提出書類及び審査等について」に示す書類及び添付書類を令和3年9月15日(水)までに提出する。(期間内必着とし、以降は受け付けない。)

【審査】

◇「(別表2) 広域配分の審査基準等」に基づき、面接調査を行う。

◇審査終了後、配分委員会に諮り、審査結果を申請法人・団体へ通知する。

【事業実施及び配分金交付】

◇事業実施にあたり、配分申請時に提出した「目標設定シート」を見直す。

◇事業実施スケジュールを立て、所定の「配分金交付請求書」を提出して配分金を受領する。

【完了報告】

◇所定の「完了報告書」を提出する。配分金を精算し、残金は返金する。

【2年目以降について】

◇申請時に作成した「目標設定シート」を見直し、配分申請・中間報告・継続審査等を行う。

◇3年目の配分金交付時には、配分終了後の事業継続見込みについて具体的に検討する。

◇3年間の配分終了後、事業評価を行いながら成果報告書を作成し、本会へ提出する。

3 組織基盤強化型配分（組織基盤を「ととのえる」助成）

(1) 配分趣旨及び対象事業

地域共生社会の実現に向けて、地域住民や民間福祉団体の主体的かつ分野横断的な取り組みを促すべく、活動団体の育成を目的に配分及び支援を行う。

配分対象とする事業を特定せず、活動全般を支えるための配分とする。

原則として、次のような目的で配分及び支援を行う。

◇設立後5年（または活動休止等の状態から活動を再開して3年）ほどで、活動の基盤を安定化して事業を拡大する目的

◇活動年数にかかわらず、新たなニーズに対応すべく活動の転換を図るための基盤整備

(2) 配分額等

配分上限額は30万円とする。配分と併せて組織運営や会計、活動内容などの活動基盤を調えるための支援を行い、その状況を評価し、必要に応じて連続3年まで配分することができる。

(3) 配分申請から完了までの流れ

【配分申請】

◇「(別表1) 配分申請にかかる提出書類及び審査等について」に示す書類及び添付書類を令和3年9月15日(水)までに提出する。(期間内必着とし、以降は受け付けない。)

【審査】

◇「(別表2) 広域配分の審査基準等」に基づき、面接調査を行う。

◇審査終了後、配分委員会に諮り、審査結果を申請法人・団体へ通知する。

【事業実施及び配分金交付】

◇活動開始にあたり、配分申請時に提出した「自己点検表」を再確認する。

◇年間の事業計画及び予算を立て、所定の「配分金交付請求書」を提出して配分金を受領する。

◇活動の中で特に強化すべき点について、本会(及び本会と協働する中間支援組織等)と申請法人・団体が協議しながら決め、必要に応じて個別支援を行う。

【完了報告】

◇所定の「完了報告書」を提出する。配分の前後で活動内容や運営状況に変化が見られないなど、当該配分の趣旨を踏まえた活動を意図的に行わなかった場合は、配分金の一部又は全部の返金を求める場合がある。

【2年目以降について】

◇申請時に作成した「チェックシート」を再確認しながら、配分申請・継続審査等を行う。

◇3年目の配分金交付時には、配分終了後の活動継続見込みについて具体的に検討する。

(4) 留意事項

支援及び評価は、中間支援組織と協働で実施し、申請法人・団体の主体性を尊重しながら行う。

4 継続支援型配分(安定した活動を「つづける」助成)

(1) 配分趣旨及び対象事業

中長期的活動を経て、公的施策によらず民間の自発的な取り組みによって支えるべきであることが明白となっている事業について、自立運営を促しつつも、共同募金として支援することで県民の理解促進につながり、地域共生社会の実現への一助となり得るような視点で配分を行う。

(2) 配分額等

配分上限額は30万円(申請事業にかかる経費総額の50%以内)とする。毎年、中間報告及び評価を行い、3年を目安に見直しを図る。

(3) 配分申請から完了までの流れ

【配分申請】

◇「(別表1) 配分申請にかかる提出書類及び審査等について」に示す書類及び添付書類を令和3年9月15日(水)までに提出する。(期間内必着とし、以降は受け付けない。)

【審査】

◇「(別表2) 広域配分の審査基準等」に基づき、面接調査を行う。

◇審査終了後、配分委員会に諮り、審査結果を申請法人・団体へ通知する。

【事業実施及び配分金交付】

◇事業実施スケジュールを立て、所定の「配分金交付請求書」を提出して配分金を受領する。

【完了報告】

◇所定の「完了報告書」を提出する。配分金を精算し、残金は返金する。

【2年目以降について】

◇同じ事業で継続申請する場合は、申請時に「目標設定シート」を見直すとともに、中間報告書を提出することとする。

(4) 留意事項

当配分は、継続支援のあり方について現在検討中であるため、あくまで試行的に行うものであって、その検討の経過によって内容の変更及び廃止等も視野に入れて慎重に行うこととする。

5 中間支援協働配分

(1) 配分趣旨及び対象事業

地域別・分野別・課題別等の地域福祉推進事業や、実践者育成及び活動団体育成などの中間支援事業を、県社会福祉協議会及び市民活動等を支援する中間支援組織と本会とが協働して行うことで、共同募金運動の活性化と地域共生社会の実現への貢献を目指す。

(2) コース別配分額等

① 県社会福祉協議会への配分

配分上限額は400万円とする。市町村社会福祉協議会の地域福祉活動及び共同募金会支会の地域配分プログラムを支援する事業を必須とし、さらに分野別・課題別の地域福祉推進事業を企画し、地域共生社会の実現に率先して取り組むことを条件とする。また、毎年、中間報告及び評価を行い、3年を目安に見直しを図る。

② 市民活動等を支援する中間支援組織への配分

配分上限額は100万円とする。本会と協働で配分先支援を行うことを必須とし、さらに分野別・課題別の市民活動等推進事業を企画し、地域共生社会の実現に率先して取り組むことを条件とする。また、毎年、中間報告及び評価を行い、3年を目安に見直しを図る。

(3) 配分申請から完了までの流れ

【配分申請】

◇「(別表1) 配分申請にかかる提出書類及び審査等について」に示す書類及び添付書類を令和3年12月17日(金)までに提出する。(期間内必着とし、以降は受け付けない。)

◇申請書類を作成するにあたり、少なくとも1回は本会担当者と面談すること。面談がなく提出された申請は受理しない。

【審査】

◇「(別表2) 広域配分の審査基準等」に基づき、面接調査を行う。

◇審査終了後、配分委員会に諮り、審査結果を申請法人・団体へ通知する。

【事業実施及び配分金交付】

◇事業実施にあたり、配分申請時に提出した「企画書」を見直す。

◇事業実施スケジュールを立て、所定の「配分金交付請求書」を提出して配分金を受領する。

【完了報告】

◇所定の「完了報告書」を提出する。配分金を精算し、残金は返金する。

【2年目以降について】

◇2年目以降、同じ事業で継続申請する場合は、申請時に中間報告書を提出することとする。

(4) 留意事項

(2)－①・②いずれの配分も、事業の実施主体は申請法人・団体であり、本会是对等な立場で協働しつつ、申請法人・団体の意向を最大限尊重するよう努めること。

6 児童養護施設入所児童等の普通自動車免許等取得支援事業配分

(1) 対象者及び対象事業

① 規程第2条に定める者で、児童養護施設や自立援助ホームを経営し、または児童自立支援施設の入所児童を支援する活動を行うものが、普通自動車免許・準中型免許を希望する施設利用者等（令和5年3月末日において20歳未満である者に限る。）に対し、免許取得に向けた助言や資金支援を行う事業

② 群馬県里親の会が、児童福祉法に規定する養育里親または小規模住居型児童養育事業実施者に養育される児童が普通自動車免許取得を希望する場合に、免許取得に向けた助言や資金提供を行う事業（ただし、申請事業完了時点で養子縁組している場合を除く。）

(2) 対象経費

自動車教習所における教習に要する実費、検定料、試験手数料等

(3) 配分限度額

免許取得希望者1人あたり15万円まで（千円未満切り捨て）

(4) 配分申請から完了までの流れ

【配分申請】

◇所定の申請書及び添付書類を令和4年1月31日（月）までに提出する。（期間内必着とし、以降は受け付けない。）

【審査】

◇書類審査とし、配分委員会に諮り、審査結果を申請法人・団体へ通知する。

【事業実施及び配分金交付】

◇対象児童を確定し次第、所定の「配分金交付請求書」を提出して配分金を受領する。人数等に変更がある場合は所定の「変更申請書」を提出する。

【完了報告】

◇すべての対象児童の事業が終了後、所定の「完了報告書」を提出する。配分金を精算し、残金は返金する。免許取得に至らなかった場合でも、事業着手した児童の分の経費は配分対象とする。

(5) 留意事項

当配分は対象児童の就労支援の一環として行うものであるため、就労以外の進路を希望する児童への配分は優先順位を下げ、財源が確保できない場合は配分しない。

7 広域配分プログラムにかかるその他の規定等

(1) 事業内容及び評価等の公開

配分決定した事業内容及び評価等については、原則として公開とする。ただし、公開することに

より何らかの不利益が生じることが想定される内容については十分に配慮する。

(2) 企画を遂行するための優先配分

ほとんどの配分プログラムが3か年で課題解決等を目指すことを配分申請の基礎としているため、申請多数で配分財源を確保できない場合は、原則として2年目・3年目の申請を優先して配分する。ただし、事業内容の緊急性や重要度によって臨機に対応することとする。

(3) 特別配分

解決すべき喫緊の福祉課題・地域課題に対する取り組みで、共同募金運動にも好影響をもたらし得る事業について、必要に応じて別途配分基準等を定めて配分することができる。

第6 地域配分詳細

1 対象法人・団体・施設等

次の(1)～(3)を参考に、当該市町村支会において、地域の実情を勘案して配分の範囲を定める。

(1) 市町村社会福祉協議会

(2) 規程第2条に定める者のうち、次に掲げるもので、主に市町村域内で活動するもの。

特定非営利活動法人、任意団体、その他当該市町村支会が必要と認める団体

(3) 規程第2条に定める者が運営する次の施設・事業

保育所、放課後児童健全育成事業(学童保育所)、地域活動支援センター、その他当該市町村支会が必要と認める事業

2 対象事業・配分基準等

各市町村支会管内の地域福祉の充実を目的とした事業を対象とし、本会との連携を密にして共同募金配分全体の整合性を図りながら、各市町村支会において独自に配分基準等を設定する。

3 対象外事業

原則として次の事業は配分対象外とするが、地域の実情によって臨機に対応できることとする。

(1) 規程第3条に定める事業

(2) 会員、構成員等同士の親睦のみを目的とした交流事業

4 配分申請及び審査・決定、交付及び精算等

(1) 配分申請の受付

① 受付窓口：各市町村支会事務局

② 受付方法・期間等：各市町村支会が設定する。

(2) 配分申請の審査

配分申請内容の審査方法は各市町村支会が定めるが、審査後の配分内容については必ず運営委員会で承認する。

(3) 配分決定

第8-3-(3)で確定した計画の範囲内で、原則として令和4年3月末までに行う。

(4) 配分金交付及び精算

市町村支会は、予め本会から地域配分原資を収受しておき、申請法人・団体から提出される交付請求書に基づき、金融機関を通じて配分金を交付する。

申請法人・団体は、交付済みの配分金に余剰が生じる場合は、その額を金融機関を通じて市町村支会に返還する。

市町村支会は、これら返還金など配分決定した地域配分の余剰金をとりまとめ、本会に送金する。

本会はその余剰金を市町村支会別に管理し、当該支会から提出される使途計画に基づき再配分する。

5 留意事項

- (1) 地域福祉計画・地域福祉活動計画に沿った事業など、当該市町村域内全体の中でニーズを調整して実施する事業を優先する。
- (2) 地域福祉の課題解決に向けて、住民参加を積極的に促しながら実施する事業を優先する。

第7 配分に係るその他のルール

- 1 原則として、同一申請法人・団体が同一年度に複数の申請書を提出できない（児童養護施設入所児童等の普通自動車免許取得支援事業配分及び特別配分を除く。）。ただし、主に地域配分の対象となる申請法人・団体であっても、地域配分申請とは別事業で、かつ県内広域の福祉向上に資することが見込まれる事業であれば、同一年度に広域配分及び地域配分の申請書を提出できることとするが、配分額算出の際には、双方の申請額を考慮することとする。
- 2 行政からの委託事業は原則として配分対象外だが、次のいずれかの場合で、緊急性が高いものについては配分対象とすることができる。
 - ・委託事業運営のための収入に占める委託料収入の割合が概ね6割以下のもの
 - ・小規模事業で、事業を運営する法人・団体の財政基盤が脆弱なもの
 - ・委託事業利用者へのサービスではあるが、委託契約の内容を超えて実施するもの
- 3 第一種・第二種社会福祉事業の施設等に対する配分は、当該施設がその専門性を活かして地域住民など施設利用者以外へサービスや情報を提供するなどを行っているか確認し、地域との関わりを考慮して行う。
- 4 企業等から物品による寄付の申し出があり、規程及び当配分要領の規定に基づいて配分することが難しい場合は、別途定める「物品による寄付の受け入れ及び配分について」により取り扱うこととする。

第8 募金目標額及び配分額の算出並びに計画策定

1 一般募金目標額等の算出

過年度配分実績及び喫緊の資金ニーズ等を勘案し、群馬県内で必要とする金額を適切に見積もって一般募金及びNHK歳末たすけあいの目標額を設定する。さらに、募金年度開始前の12月末日現在の市町村別人口を基礎に一般募金目標額を按分し、市町村支会ごとの募金目標額を設定する。

2 広域配分額と地域配分額の算出

(1) 地域配分額

当該市町村支会の一般募金実績額が募金目標額を超過した場合は、その超過額全額及び目標額の5割を当該支会管内の地域配分額とする。

同募金実績額が募金目標額を下回った場合は、募金実績額の5割を当該支会管内の地域配分額とする。

(2) 広域配分額

県全体の一般募金実績額から(1)の地域配分額を減じた額とする。

(3) 例外

自然災害等やむを得ない事情により例年どおりの募金活動が実施できなかった場合は、(1)及び(2)によらず状況に応じて配分額を検討する。

3 配分計画の策定

(1) 県全体の配分計画策定

本会は、1の募金目標額の算出と並行して県全体の配分計画を策定し、広域配分の種類別計画及び地域配分の市町村別金額を示す。

(2) 共同募金推進計画の策定

各市町村支会は、(1)で示される地域配分額を基礎に、募金計画及び配分計画等をまとめた共同募金推進計画を策定し、令和3年5月末日までに本会へ報告する。

(3) 計画の確定

(1)及び(2)で策定した各計画について、募金運動終了後、募金実績の確定に合わせて計画を見直し確定する。本会は確定した地域配分額を各市町村支会へ示し、支会はその地域配分額を基礎にして確定した計画を令和4年5月末日までに本会へ報告する。

第9 配分事業の「受配表示」(配分事業であることの明示)

1 配分事業における受配表示

申請法人・団体は、配分事業において、本会が指定する方法(周知啓発資料等への受配表示掲載、購入物品にステッカーを貼付するなど)で共同募金配分事業であることを必ず明示すること。申請法人・団体も共同募金運動の担い手であるということを自覚せず、受配表示がなされなかったことが明らかとなった場合は、配分額の再考や、その後の配分申請の審査への反映等を検討することとする。できるだけ掲載前に申請先(本会または市町村支会)の担当者等にEメールなどで表示内容を確認すること。

2 寄付者への周知

申請法人・団体が発行している機関紙やホームページに受配内容を掲載するほか、地域の広報誌に掲載依頼するなど、寄付者へ広く周知するよう努力すること。

3 理事会・総会等での報告

申請法人・団体は、配分事業完了後の理事会・総会等で、受配内容について報告すること。

第10 配分事業の管理

1 配分事業の管理

配分金で整備した施設・設備・備品・車両及び事業実施に係る関係書類は、規程第15条に基づき適正に管理し、管理期間(5年間)内での処分を禁止する。やむを得ない理由により処分を行おうとする場合は、書面による処分申請を行い、広域配分の場合は本会、地域配分の場合は支会の承認を得なければならない。(詳細は「配分物件等に係る財産処分承認基準」を参照のこと。)

2 申請法人・団体にかかる事項の変更について

申請法人・団体は、配分事業の管理期間内等で、名称、代表者、所在地等を変更した場合は、速やかに申請先(本会または市町村支会)へ届け出ること。

第11 その他

1 本会及び支会の連携

より地域住民に身近な配分を行えるよう、本会及び支会相互の連携を密にし、疑義が生じた場合は両方で協議して解決するものとする。

特に、支会での配分申請審査が円滑に実施できるよう、本会の配分委員・臨時委員及び事務局職員が臨機に対応できる体制を整えることとする。

2 委任規定

この配分要領に定めるもののほか、共同募金配分に関し必要な事項は別に定めるものとする。

※別表1：配分申請にかかる提出書類及び審査等について

※別表2：広域配分の審査基準等